

市第4号議案

財産の交換、譲渡、貸付け等に関する条例の一部改正

財産の交換、譲渡、貸付け等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成19年5月18日提出

横浜市長 中 田 宏

横浜市条例（番号）

財産の交換、譲渡、貸付け等に関する条例の一部を改正する条例

財産の交換、譲渡、貸付け等に関する条例（昭和39年3月横浜市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「である土地」を削り、「これ」を「行政財産である土地」に改め、「地上権」の次に「若しくは地役権」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

地方自治法の一部改正に伴い、行政財産の無償貸付け等に関する規定の整備を図るため、財産の交換、譲渡、貸付け等に関する条例の一部を改正したいので提案する。